

恵庭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月11日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第19号

記

恵庭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

恵庭市認可地縁団体印鑑条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） （登録の申請） 第3条 認可地縁団体の代表者及び前条各号に規定する者(以下「代表者等」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするときは、当該団体の印鑑を自ら持参し、市長に申請しなければならない。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号トに規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている認可地縁団体において、当該団体の代表者等が自ら申請できないときは、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請することができる。 2（略）	第1条・第2条（略） （登録の申請） 第3条 認可地縁団体の代表者及び前条各号に規定する者(以下「代表者等」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするときは、当該団体の印鑑を自ら持参し、市長に申請しなければならない。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第7号に規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている認可地縁団体において、当該団体の代表者等が自ら申請できないときは、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請することができる。 2（略）

現行	改正案
(申請内容の確認) 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容について、次に掲げる事項と照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。 (1) 当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成した台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項 2 個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影 第5条～第18条 (略)	(申請内容の確認) 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容について、次に掲げる事項と照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。 (1) 当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則第18条の3第1項の規定に基づき作成した台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項 (2) 個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影 第5条～第18条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。